

評議員、理事、監事等の報酬額

1. 評議員会、理事会への出席の報酬額 8,000円
(規程 第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項)
2. 評議員業務、理事長業務及び理事業務の報酬額 8,000円
(規程 第2条第2項、第3条第2項、第3条第3項)
3. 監事業務の報酬額 8,000円
(規程 第4条第2項)
4. 上記2及び3における交通費 実費支給
5. 評議員選任解任委員の報酬額 8,000円

以上